

春の安全なまちづくり 県民運動

運動期間 平成27年
5月11日(月)~5月20日(水)

【年間取組事項】

住宅を対象とした 侵入盗の防止



いくつも防犯対策をし、ドロボーにさせましょー！
侵入をあきらめさせましょー！



自動車関連 窃盗の防止



盗難防止対策を
複数組み合わせると
効果的です。



特殊詐欺の 被害防止

固定電話は在宅時も
留守番電話にしておき、
犯人と話さないように
しましょう。



子どもと女性の 犯罪被害防止

大人が見守り、
子どもを危険から
遠ざけましょう。



春の安全なまちづくり 県民運動

運動期間 平成27年
5月11日(月)~5月20日(水)

愛知県
安全なまちづくり
スローガン

犯罪に
あわない

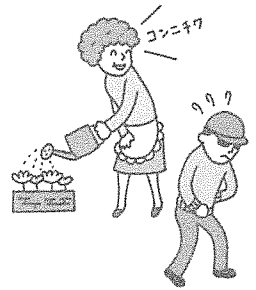
犯罪を
起こさせない

犯罪を
見逃さない

〔年間取組事項〕

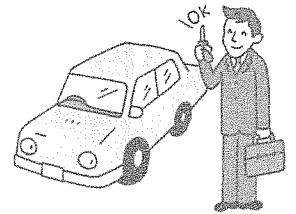
住宅を対象とした侵入盗の防止

- 短時間の外出・在宅中・就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- 窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ガードプレート・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- 「CP建物部品」でドア・窓・面格子を強化しましょう。
- 留守を悟られないようにし、夕方に外出するときは、門灯や室内灯をつけておきましょう。
- 不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ・声かけ」運動を広げましょう。



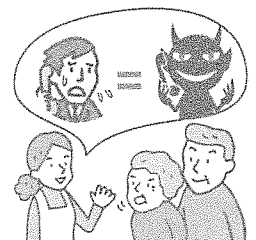
自動車関連窃盗の防止

- 車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロック」を徹底しましょう。
- 照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。
- 車両にはイモビライザや警報機、ハンドルロック・タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。
- 車両の中に財布や貴重品、カバン等を置かないようにしましょう。



特殊詐欺の被害防止

- 言葉巧みな犯人と会話しないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり電話を切ります）。
- 電話によるお金の要求には、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送しない」を徹底しましょう。
- 「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。
- 話をよく聞き、要点をメモしたら一旦電話を切り、必ず本人に確認をしましょう。
- 電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。



子どもと女性の犯罪被害防止

- 子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- 防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- 女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。
- スマートフォン等を操作しながら歩くと、注意が散漫になるのでやめましょう。



運動の重点

始まります! 宅地建物取引士資格試験

宅地建物取引業法が改正され、平成27年4月1日より宅地建物取引主任者資格試験は「宅地建物取引士資格試験」に名称変更となり、平成27年度に第1回試験が実施されます。

有資格者座談会から聞こえてきた現場の声

(一財)不動産適正取引推進機構と(株)不動産流通研究所の共同企画として2015年2月10日に開催された座談会「宅地建物取引士としての今後の責任」(「月刊不動産流通」5月号掲載)より、「宅地建物取引士」試験に関する話題をお届けします。

様々な立場でご活躍中の有資格者の“生の声”を参考に、資格としての「宅地建物取引士」をご検討ください。



(司会) 日本大学経済学部教授(就職委員)
太田 秀也 さん

宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者(以下、宅建主任者)」の名称が「宅地建物取引士(以下、取引士)」に変更されるとともに、公正・誠実な業務処理、信用失墜行為の禁止や知識・技能の向上などが定められました。まさに専門家・士業としての位置付けがなされたわけです。

「士業」になることで、“資格”としての魅力が高まり、一般の人々や学生など、受験者の裾野拡大も期待されます。

弊社では社員の約9割が取引士資格を保有しています。お客さまとの出会いからやり取りを重ねて、いざ重要事項説明、契約という段階で、資格がないばかりに一番重要な場面を他者に委ねなければならぬなんて、営業担当者としては忸怩(じくじ)たる思いだと思います。

資格の合格はあくまで出発点で、それ以降も勉強を重ね、切磋琢磨してレベルアップを図ることが必要になっていくでしょう。



不動産流通会社 総務・コンプライアンス部長
橋本 明浩 さん

取引士資格試験は、不動産を取り扱うための基本的な知識がないと合格できません。つまり資格取得は接客するに当たって必要最低限の知識を持っていることの証明であり、必要不可欠なのです。さらに取引士資格がないと重要事項説明業務ができませんので、営業としては業務を完遂できないという位置付けになってしまいます。

取引士として活躍している個人個人が、レベルもモラルもますます上げていく必要があると思います。「取引士をお願いしてあるのだから安心」と思っていただけけるよう、私も研鑽を積みしたいと思います。



不動産流通会社 コンサルティング営業グループ主査
蛭子 奈津子 さん

学生の間では、弁護士や公認会計士、税理士といった資格の認知度は非常に高いので、そうした士業の中の一つになるという点から、取引士の知名度はかなり上昇すると思います。

取引士受験のための勉強は、宅地建物取引業法をはじめ、さまざまな法令上の制限や、税法など、多分野にわたり、社会人としての知識向上にもつながるのではないかと思います。



大学4年生(不動産会社就職予定)
宇賀神 英謙 さん



(一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部調査役
(信託銀行出身(不動産仲介、鑑定部門))

中戸 康文 さん

宅建試験での知識が、銀行での担保の査定、資産コンサルティングにおいて役に立ちました。こうした経験から、不動産関係だけでなく、銀行、保険会社等の金融機関で働く人に取得をお勧めします。また、どの業界に進まれるにしても、受験の際に勉強した知識は、家を買う、借りる、契約をする等の場面で役に立ちます。ぜひ、社会人としての知識を広げる観点から受験をお勧めしたいです。

今後取引士の仕事を魅力と捉える人が増え、取引士の資格を取得しようという人が増加していくことを期待したいと思います。



●宅地建物取引士とは

多くの人にとって、自宅等の不動産の購入は一生に一度の大きな買い物です。その大事な取引の際に、消費者保護の立場から、不動産に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。宅地建物取引業法に定める重要事項の説明などは宅地建物取引士に限られた業務です。

●宅地建物取引士資格試験(宅建試験)とは

宅地建物取引士資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は、宅地建物取引業法にとどまらず、不動産取引に密接に関連する民法や借地借家法、都市計画法、建築基準法等多岐にわたります。なお、この試験は年齢や学歴等を問わず誰でも受験することができ、一度合格すると一生有効です。

第1回試験は、**平成27年10月18日(日)**に実施する予定です。
詳細はホームページ(<http://www.retio.or.jp>)をご覧ください。

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21(第33森ビル)
TEL 03(3435)8181(代表)

でんとうさいちくし

伝統再築士

残したい日本の家 伝統構法の再生基準を学び、古民家再生のプロに……

伝統再築士講習・試験

5/11 at 大阪 5/12 at 愛知 5/18 at 宮城 5/19 at 東京

- 建築士資格をお持ちの方
- 伝統構法の耐震改修方法を学びたい方
- 伝統構法の理解を深めたい方
にお勧めの資格です。

概要

大阪会場：平成 27 年 5 月 11 日（月）

愛知会場：平成 27 年 5 月 12 日（火）

宮城会場：平成 27 年 5 月 18 日（月）

東京会場：平成 27 年 5 月 19 日（火）

各日会場名・住所は裏面をご覧ください。

時間：13 時～17 時（13：00～受付 13：10～講習）

受験資格：一級建築士・二級建築士・木造建築士
上記いずれかの資格保有者

講習・認定費用：38,000 円

古民家解体新書 代金：6,780 円（税込）

※講習終了後に簡単な終了考査があります。

※テキストについては当日会場で配布致します。

※既にテキスト（古民家解体新書）をお持ちの場合は、会場へお持ち下さい。

伝統再築士とは

伝統構法の再築ガイドラインを学ぶ 建築士限定資格

古民家（築50年以上の木造軸組伝統構法の建物）の耐震性を考慮した再築基準を元に改修を提案する資格です。

築50年以上の古民家をはじめとする伝統構法の建造物について、再築基準検討委員会の再築ガイドラインに基づき改修や耐震に関する技術基準を学び、耐震診断や改修工事の提案を行うことができます。

昨年度の再築基準検討委員会では古民家の断熱基準も練り上げており、断熱についての内容も順次追加し有資格者にのみ情報開示していく予定です。



建築士会CPD認定講習
(3単位)

お申し込み方法

申込締切：平成 27 年 4 月 30 日（木）

一般社団法人住まい教育推進協会 HP (<http://hepa.or.jp>) から、申込フォームに従いお申し込みください。インターネットからのお申し込みが難しい場合は、裏面の用紙に必要事項をご記入いただき FAX でお申し込みください。



資格認定団体／一般社団法人住まい教育推進協会

〒107-0061 東京都港区北青山 2-7-26 フジビル 28 2 階 227 TEL：03-6233-9157

※住まい教育推進協会は厚生労働省認可財団法人職業技能振興会認定の「古民家鑑定士」の資格運営や独自認定の「古材鑑定士」などの古民家についての資格制度を運営している団体です。

伝統再築士受講申込書

大阪会場 開催日：5月11日(月)
会 場：新大阪丸ビル 本館 A505 (大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番5号)



愛知会場 開催日：5月12日(火)
会 場：ウィルあいち (愛知県女性総合センター) セミナールーム5
(名古屋市東区上笠杉町1番地)

宮城会場 開催日：5月18日(月)
会 場：駅前のぞみビル 4階会議室A (仙台市青葉区中央三丁目6番22号)

東京会場 開催日：5月19日(火)
会 場：クロスコープ新宿 大会議室 (東京都新宿区新宿4-3-17 FORECAST 新宿 SOUTH6 階)

●インターネットからお申し込み

<http://www.hepa.or.jp/伝統再築士>

会場・開催時間等が変更になる場合があります。上記の公式サイトにて最新情報をご確認ください。

●FAXからお申し込み **FAX番号 089-967-7787**

申込締切
4/30(木)

氏名	(ふりがな)		
住所	〒 都道府県		
電話	FAX		
メール	@ ※メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください		
生年月日	西暦	年 月 日	性別 男性・女性
会社名			
受講会場	大阪会場 ・ 愛知会場 ・ 宮城会場 ・ 東京会場		
保有資格	1級建築士・2級建築士・木造建築士 建築士認定番号()		
この資格をどこで知りましたか?	新聞広告・facebook・FAX・紹介・口コミ・チラシ インターネット・テレビ・その他()		
テキスト 「古民家解体新書」購入冊数 ○をつけてください。	・購入希望 冊 1冊あたり6,780円(税込・送料込)を、受講料38,000円に加えてお振り込みください。 ・所有している 当日必ずご持参ください。		

お振込先

お支払いは下記口座へお振込下さい

【銀行名】みずほ銀行 芝支店
【店番】054
【名義】一般社団法人住まい教育推進協会
【口座】普通 4360140
※振込手数料はご負担下さい。

受講料とテキスト代金の合計を下記振込先へお振り込み後、本シートをFAXしてください。

- 申込シートに記入完了しましたか?
 講習費を振込されましたか?

FAX 089-967-7787